

# 平成25年12月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年12月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成25年12月6日 午前9時3分宣告

開 議 平成25年12月6日 午前9時3分宣告（第1日）

応召議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番	松本	正人
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応召議員 なし

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番	松本	正人
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	岩本 敏彦
副町長		産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 3番 邑田 昌平      4番 森 正彦

平成25年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成25年12月6日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長挨拶並びに行政報告
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第14号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）
- 日程第7 報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第8 報告第16号 専決処分の報告について（訴えの提起について）
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第76号 平成25年度佐川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第77号 平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第78号 佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第79号 佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 14 議案第 80 号 佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 15 議案第 81 号 佐川町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定め  
る条例の制定について
- 日程第 16 議案第 82 号 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 17 議案第 83 号 佐川町フスボリ地区飲料水供給施設新設事業分担金徴  
収条例の制定について
- 日程第 18 議案第 84 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 19 議案第 85 号 中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 20 議案第 86 号 加茂辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 21 議案第 87 号 町道路線の一部廃止について
- 日程第 22 議案第 88 号 訴えの提起について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから、平成 25 年 12 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、日程に先がけまして、佐川町議会先例集の定めるところにより、前議長及び前副議長に対し、佐川町議会から感謝状を贈ります。なお、氏原前副議長には、後日、私がお届けすることにします。

永田耕朗議員、前に、どうぞお願いします。

感謝状。永田耕朗殿。あなたは、佐川町議会議長として、議会の円滑な運営と地方自治の発展、振興に尽力されました。その功績に対し、深く感謝の意を表します。平成 25 年 12 月 6 日、佐川町議会議長藤原健祐。

（拍手）

ここで、永田議員から謝辞の申し出がっておりますので、よろしくお願いします。

10 番（永田耕朗君）

一言、お礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。ただいま、藤原議長より、感謝状を頂戴いたしました。この 6 年間、この、議会の皆様方、また執行部の皆様方の御支援・御協力をいただいて何とか、議長の職を全うすることができました。

皆様方の御支援、御協力があったればこそであると、改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

この 6 年の間には、副議長 4 人の方々にお支えいただきました。故人となられました中村良右さん、そして岡村統正さん、西村清勇さん、そして氏原義幸さんと、4 人の副議長に、それぞれの任期で支えていただきまして、何とか全うできました。

また、高幡の会長、あるいは県の副会長というな役が回ってまいりまして、事務局の職員の皆様方にも大変な御労苦をかけました。特に、ことし 3 月までの田村前事務局長には、非常にお世話になり、また、ことし 4 月からは、河添事務局長、そして二人の事務局職員にも非常にお世話になりましたことを、この場で御礼を申し上げる次第でございます。

さて、地方議会を取り巻く環境というのは、大変、住民の目線と

いうものが厳しい状況でありまして、議会、あるいは議員の活動、顔が住民に見えないというような声が多々ある中で、佐川町議会として、長年の懸案でありました、ことしは住民懇談会を開催することができました。

これも、議会の皆様方が、再三にわたり会を重ねて、その結果、ようやく地域住民の皆様方と議員の皆様方が、膝を突き合わせて生の声を聞かせていただけると。こういった場が持てたことは、佐川町議会の今後について、大変意義深いものであったと思います。

この住民懇談会をスタートとして、佐川町議会が、より一層住民の皆様方の声に耳を傾けながら、地域の方々と、議会と、行政とが一体になって、佐川町行政の推進に一層努力をしていかなければならないのではないかと考えるわけであります。

私も、一議員として、皆様方とともに佐川町議会の活性化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます、言葉足りませんが、御礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

(拍手)

議長（藤原健祐君）

それでは、これから日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、邑田昌平君、4番、森正彦君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。12月定例会の会期及び運営につきまして、12月2日に議会運営委員会を開催し、審議した結果、報告します。

本日12月6日を開会日とし、諮問に対する答申、議案の上程、説明までとします。その後、各常任委員会を開催します。7日土曜日、8日日曜日は休会とします。9日月曜日、10日火曜日は一般質問を行います。11日水曜日は休会とし、午後1時30分より全員協議会を行います。12日木曜日は議案審議、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、12月6日から12日までの7日間に決定しましたので、報告します。

なお、運営については、議長に一任しますので、よろしく願いをいたします。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月12日までの7日間にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12日までの7日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず初めに、10月24日、第13回ふれあいサロン交流会が、桜座で開催され、松浦副議長に代理出席していただきました。

10月26日、ねんりんピックよさこい高知2013、総合開会式が春野運動公園で行われ、翌27日には、本町において、ウォークラリー交流会大会開会式が桜座で行われ、両日とも副議長に代理出席していただきました。

10月30日、高知人づくり広域連合主催によるトップセミナーが、県民文化ホールで開催され、副議長、各常任委員長に出席していただきました。研修会では、政策研究共同事業報告や行政マネジメント研究所代表本多鉄男氏、北海道大学教授宮脇淳氏から「時代の変化と政策形成の重要性」「これからの公共政策のあり方、政策実践への鍵」と題した講演を聞き、大変有意義な研修であったと報告を受けました。

11月1日、高知県戦没者追悼式が県民文化ホールでとり行われ、議会を代表して松浦副議長に出席していただきました。

11月2日、土佐市政施行55周年記念式典に御案内をいただき、議会を代表し、松浦副議長に出席していただきました。

11月4日、佐川町よさこいクラブ連合会健康づくり運動会が、尾川小中学校体育館で開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

11月5日、第54回四国地区町村議会議長会研修会が、愛媛県松前町総合文化ホールで開催され、皆さんとともに出席しました。研修会は、政治アナリスト伊藤惇夫氏、トータルフィットネスインス

トラクター西本真寿美氏から「安倍政権の課題と日本政治の行方」「働き盛りの健康法」と題した講演を聞いてまいりました。

11月8日、高幡町村議会議長会親睦体育大会が、大月町で開催され、グラウンドゴルフで関係町村長並びに議員間の親睦交流を深めてまいりました。

11月10日、第15回佐川町健康福祉大会が、かわせみにおいて開催され、祝辞を申し上げてまいりました。式典では、表彰並びに感謝状の贈呈や、佐川中学校生徒による意見発表がありました。

また、高知県立大学の田中きよむ教授をコーディネーターに迎え、町内5地区で実践されている地域を元気にする取り組み等について、それぞれの活動報告を聞いてまいりました。

11月12日から3日間、第57回町村議会議長会全国大会及び第7回高幡町村議会議長会研修に、事務局とで出席しました。議長全国大会では、NHKホールにおいて開催され、安倍内閣総理大臣、伊吹衆議院議長などの来賓祝辞に続き、大会宣言16本の決議、5本の特別決議、一般要望24件、各地区要望9件を満場一致で採択し、役員が関係機関に要請することに決定をしました。

郡の研修は、栃木県茂木町の有機物リサイクルセンター「美土里館」で、地域資源を活用した循環型社会の取り組みの事例について説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

11月16日、佐川高校創立90周年記念式典及び祝賀会に御案内をいただき、出席をしてまいりました。

11月23日、高北病院の落成式典及び祝賀会が開催され、議員の皆さんと出席いたしました。

11月27日、高吾北広域町村事務組合第4回定例会が開催され、出席しました。提出されました議案は、平成25年度高吾北広域町村事務組合一般会計及び特別会計の補正予算について5件と、条例改正について1件、監査委員の選任についての1件で、合計7件でありました。

主なものとしては、一般会計の救急デジタル無線整備に係る委託料4億7,000万円余りの増額補正をするものです。全ての議案とも原案のとおり決定されました。また、監査委員の選任について、原案のとおり越知町の岡林学議員が選任されました。

11月28日、鷹ノ巣養豚団地跡町有地を利用した太陽光発電所開所式の御案内を受け、議員の皆さんと出席しました。

11月26日付で教育委員長から佐川町教育委員会自己点検評価についての報告書が提出されました。お手元に配付していますので、ごらんになっていただきたいと思います。

以上で、諸般報告を終わります。

日程第4、町長挨拶、並びに行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。

先ほどは、永田前議長に感謝状の贈呈が行われましたが、6年間にわたり議会運営並びに議会の代表として、対外的な分野で御活躍をされ、佐川町のために大変御活躍されたことを、心よりありがたく感謝申し上げます。

本日は、議会の皆様方にお集まりいただきまして、平成25年12月佐川町議会定例会が開催できますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月に行われました佐川町長選挙におきまして、佐川町民の負託を受け、10月28日より佐川町長として仕事をさせていただくことになりました。町民の皆様から「しっかりと町の舵取りを頼むよ」と温かい激励と期待の声をいただき、大変身の引き締まる思いで仕事に臨ませていただいております。

まだ45歳と若輩者で人生における経験も浅く、議員の皆様や町の多くの方に御指導、御協力をいただき、佐川町の経営をしっかりと行っていかなければならないと考えております。

私は、佐川町が町として目指す姿を、町の人が生き生きと輝き、みんなでまちづくりを楽しんでいる町、をイメージしております。笑顔があふれ、気持ちのいい挨拶が町中に交わされ、自立できている人が助けを必要としている人を助け、地域に課題があればみんなで知恵を出し合い、解決方法を考え実行できる町。人と人のつながりが、いろいろな場面で感じられる町を、皆さんの力を結集してつくっていきたいと考えております。

そのためにまず、まちのつながりをつくり出すきっかけづくりをする組織としての役場が、生き生きと働ける職場にならなければいけません。町の皆さんに気持ちのいい挨拶ができ、みずから率先して地域でのつながりをつくり出せる、そういう職員になってもらいたい、そう考えております。

まだ1カ月ではありますが、挨拶を徹底するように幹部職員に指示するとともに、私みずから率先して挨拶に取り組んでいます。ま

た、自発的な提案が職員から出てくるような投げかけや、問いかけをして、やりがいを持って仕事に臨むことができる環境を少しずつ、つくっていきたいと取り組んでおります。

役場が、真に町のために働ける組織となるよう、継続して、時間をかけて取り組んでいきます。

具体的な施策として、まず、文教のまち佐川としての人づくりに取り組んでいきます。学校教育においては、これまでの取り組みに加え、佐川町の歴史、文化、産業など、ふるさとのことをより深く学んでいただき、子供たちに、ふるさと佐川町のことをより好きになって、関心をもってもらえるよう、取り組みをしていきたいと考えております。生涯学習としては、来年の3月に完成予定の名教館を活用し、地域の大学とも連携を図るなど、いろいろな分野において学ぶ機会をつくることにチャレンジしていきたいと考えております。

産業振興としましては、第一に、農業を核とした取り組みを進めていきたいと考えております。新規就農者の獲得をはじめ、農業に従事する人を掘り起こすための取り組みを継続していきます。また、ニラや生姜、新高梨、イチゴ、お茶などの佐川町の特産物について、トップセールスをするだけでなく、いろいろな媒体、手段を活用することで町外、県外にPRをしていきたいと考えております。

新しいチャレンジとしては、佐川町の特産物を生かした加工品の製造、販売に関する取り組みを進めていきたいと考えております。総務省が推進しております、地域経済イノベーションサイクルの中で、各自治体に取り組んでいる先進的な事例を研究し、佐川町で雇用を生み出す新しい事業を開発していききたいと考えております。

また、新たな取り組みとしまして、間伐を主とした小規模な林業「自伐林業」の取り組みに関しても進めていきます。今年度は、講師をお迎えして、自伐林業に関する勉強と来年度に向けての調査、計画策定を進めていきます。来年度以降、間伐した木が少しでも流通することができ、雇用の創出、佐川町の所得の向上につなげられるよう取り組んでいきたいと考えております。

福祉の分野につきましては、これまでの取り組みを継続して進めるとともに、地域ごとに、自立と助け合いのバランスが取れたまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。高齢者や障害者などの支援につきましては、地域ごとに抱えている課題を解決する方

法について、それぞれの地域の皆さんと知恵を出し合い、合意形成を図りながら具体的な方法を導き出していきたいと考えております。子育て支援につきましては、公約にも掲げてきました中学3年生までの医療費無料化の早期実現を目指してまいります。

安心、安全なまちづくりに関しては、防災・減災の観点から優先順位をつけて、道路の補修及び整備、橋の改修や耐震補強に取り組んでいきます。また、柳瀬川下流域の河川改修工事がスムーズに進んでいくよう、県や越知町との協議を丁寧に重ねていきたいと考えております。

また、今年度中に役場としての災害時の業務継続計画を策定するよう取り組んでおりますが、この計画を役場内でしっかりと共有し、関係各所との連携をとれるよう体制づくりを進めていきます。この計画とあわせて、各地区の自主防災組織と役場との連携を深め、災害時の初動対応について双方が把握し、連動して対応できる体制をつくっていききたいと考えております。

最後に、総合計画の策定に関する取り組みについて御説明させていただきます。平成28年度から平成37年度までの10カ年を計画期間とする第5次総合計画を多くの町の方々に参加をしていただき、みんなの総合計画としてつくっていききたいと考えております。策定期間としましては、来年度、平成26年度、27年度の2年間で考えております。

総合計画は、計画をつくり上げることで終了するのではなく、つくった計画をもとに実行に移し、計画の進捗状況を確認をし、必要があれば改善し、改善計画をもとにまた実行して、みんなで作った計画に基づくまちづくりを、みんなで実践していくことが大切になります。未来に向けて、夢と希望を持てるまちづくりを推進していくためにも、つくった計画の実行にみずからが進んで参加したくなる総合計画をつくっていくことが大切であると考えております。そのためにも、総合計画策定のプロセスを大切にし、多くの方に関心を持っていただき、参加をしていただく必要があります。

みんなの総合計画の策定手法として、合意形成型の会議の手法とソーシャルデザインとしての地域課題解決方法を取り入れることを考えております。「ソーシャルデザインとは、人間の持つ創造の力で、地域が抱える複雑な課題の解決に挑む活動です。」との定義もございます。社会課題の全容を把握し、住民や事業者の声を聞き、

課題を構造的に整理していきます。その上で、取り組む課題を絞り、アイデアを発想し、実現に向けて計画をつくり、仲間と一緒に取り組んでいくこととなります。

佐川町の抱えている課題について、この課題解決方法を取り入れ、丁寧に取り組んでいきたいと考えております。また、行政と町民の協働の方法、合意形成会議の手法に関して勉強をしていただき、ワークショップを重ねる中で、計画を練り上げていきます。町民だけではなく、できれば県内の大学生などにもかかわっていただき、町の外からの新鮮な視点を加えながら、一緒になって佐川町の、みんなの総合計画をつくっていききたいと考えております。

教育、福祉、産業振興など全ての取り組みが、この、みんなの総合計画に基づいて行われていくこととなります。基本は、地域の課題を自分のこととして捉え、解決方法をみんなで必死に考え、合意を図り、実践をしていくこととなります。課題は解決するためにあるものだと考えております。いろいろな分野で、創造的な活動をする組織としての「チーム佐川」が活躍し、楽しみながら課題を解決していける、そういう佐川町をつくるために4年間しっかりと、この佐川町の舵取りをさせていただきます。

議員の皆様には、今後4年間、執行部を厳しく御指導いただき、また御理解、御協力いただき、すばらしい佐川町のまちづくりと一緒に進めていただきますようお願いを申し上げます。

町民の皆様には、この町のいろいろな課題を、自分のこととして考えていただき、まちづくりに積極的に参加をしていただけますようお願いを申し上げます。

続きまして、行政報告を行います。今回の報告につきましては、行政の継続性の観点から、9月定例会後の重立ったものについて報告させていただきます。先ほどの議長の諸般の報告と多少重複する部分もありますが、お許し願いたいと思います。

まず初めに、9月20日、高吾北広域町村事務組合第3回定例会が招集され、前町長が出席をいたしました。提出されました議案は、平成24年度の決算の認定、工事請負契約の締結及び一般会計補正予算についての3件であり、いずれも原案どおり決定されております。

一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入額13億2,750万8,781円、歳出額12億7,905万9,683円となっており、歳入歳出差

引残額は 4,844 万 9,098 円で認定されております。

工事請負契約につきましては、高吾北衛生センター基幹的施設整備工事を大阪府高槻市の株式会社クリタス西日本支社と 5 億 400 万円で請負契約するものでした。

同日、日高村佐川町学校組合議会が招集され、前町長が出席いたしました。提出されました議案は、平成 24 年度一般会計歳入歳出決算の認定及び一般会計補正予算についての 2 件でありました。

平成 24 年度の決算につきましては、歳入額 3 億 3,836 万 4,840 円、歳出額 3 億 3,315 万 6,365 円となっており、実質収支額 520 万 8,475 円で認定されております。

補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 534 万 2,000 円を増額し、予算の総額は、1 億 4,074 万 5,000 円となりました。主な補正は、プールの修繕及び A E D、図書室書架の購入等によるものでした。

9 月 19 日、尾崎知事に御臨席を賜り、尾川地区の集落活動センターたいこ岩で、集落活動センター活動開始式典並びに祝賀会が盛大に開催されました。

町としましては、本年度末の完成を目指して集落活動センターたいこ岩の改修を行います。来年度からは、当施設を拠点に尾川地区活性化協議会が中心となり、地域住民の交流や地域の一層の振興が図られるよう、町としても連携しながら支援もしていきたいと考えております。

10 月 26 日から 29 日までの 4 日間、ねんりんピックよさこい高知 2013 が開催され、本町におきましても、10 月 27 日、全国各地から高齢の部 36 チーム、一般の部 14 チームの参加をいただき、ウォークラリー交流大会を実施いたしました。台風 27 号の影響が心配されましたが、当日はすばらしい秋晴れに恵まれ、文教の地・さかわの魅力を県内外に発信することができました。大会の運営に御協力いただきました全ての方々に改めて感謝を申し上げます。

10 月 28 日、町長として着任いたしました。着任早々、職員への訓示として次の 3 つのことを伝えました。仕事をする上での判断は、町のためになることなのか、町民の幸せになることなのかを基準に考えること。気持ちのいい、心のこもった挨拶をすること。町のためになると思う提案を積極的にしてもらうこと。また、役場が一つになり、進むべき方向性を共有して、町のために町民のために一緒

に働きましようかと伝えました。着任後数日間は、知事への挨拶をはじめ、近隣町村、各関係機関への挨拶回りを行いました。

11月3日、高知県功労者表彰式に出席いたしました。今年は、12名の方々が、さまざまな分野で受賞されましたが、佐川町からは、佐川町商工会顧問の柳瀬良輔様が、商工業の発展の功労者として表彰されました。柳瀬氏は、長らく商工会の役員として、特に昭和56年から平成10年までの17年間は、会長として商工業の経営改善や地域振興に御尽力されました。

11月6日から7日にかけて、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会並びに市町村道整備促進協議会の要望活動が、国土交通省及び地元選出国會議員に対して行われ、参加いたしました。

要望では、当町の実情を訴えるとともに、地域が真に必要なとする道路の計画的かつ着実な推進、防災・減災対策や適切な維持管理が行えるよう必要な予算の確保を強く訴えてまいりました。

11月11日、国土交通省の災害査定が実施されました。ことしの9月3日から4日にかけての台風17号によります公共土木施設の被害につきましては、査定の結果、河川2件、金額にいたしまして802万4,000円となりました。

11月19日、東京都の砂防会館別館におきまして、全国治水砂防促進大会が開催され、出席いたしました。会議では、土砂災害の防止、軽減の基本である砂防施設等のハード対策の推進、南海トラフ巨大地震等大規模土砂災害対策の推進など6項目の提言が満場一致で採択され、閉会后、関係各方面へ要望活動を行ってまいりました。

11月20日、東京のNHKホールで全国町村長大会が開催され、出席いたしました。大会には、全国の町村長と都道府県町村会関係者、安倍内閣総理大臣など約1,300名の出席がありました。

議事では、地方分権改革の推進など町村行財政をめぐる諸問題解決に向けた7項目の決議案が提案され、原案どおり決定しました。また、道州制の導入に反対する特別決議案も提出され、満場一致で決議されました。

翌日、11月21日には全国山村振興連盟通常総会及び全国浄化槽推進市町村協議会通常総会が開催され出席してまいりました。

11月24日、職員採用第2次試験を実施しました。採用予定人員は、一般行政職の事務職が4名程度、調理員が1名程度となってお

り、12月下旬には合格発表を行う予定としております。

11月27日、高吾北広域町村事務組合議会第4回定例会が招集され、出席いたしました。提出されました議案は、条例案が1件、補正予算関係の議案が5件、監査委員の選任に関する議案が1件であり、いずれの議案も原案どおり決定されました。

監査委員には、越知町の岡林学氏が選任されました。

11月28日、本年3月に土地賃貸契約を結んでおりました旧鷹ノ巣養豚団地跡地のメガソーラー施設が完成したことに伴い、開所式への御案内を受け出席いたしました。

メガソーラーでは、佐川町において最初に完成をし、発電を開始した施設となります。発電所の敷地面積は20,770平米で、設置しているパネルは6,300枚、発電能力は1,500キロワット、年間発電電力量は、一般家庭の約500戸分に相当すると聞いており、深刻化する環境問題への取り組みとして、小さな一歩かもしれませんが、未来の地球環境保全のための一助となることを期待しております。

続きまして、今回提案いたします議案等について御説明いたします。

議案は、報告が3件、予算案が2件、条例案が6件、その他の議案が5件、諮問が1件となっております。

このうち、一般会計補正予算案につきまして、主な内容を御説明いたします。

まず、補正予算関係でございますが、平成25年度補正予算案は、一般会計において合計1億9,436万7,000円の追加計上をしており、補正後の予算総額は、67億5,581万5,000円となります。

主な補正内容は、高吾北広域消防本部消防救急無線のデジタル化に要する経費、4億7,943万8,000円のうち、佐川町の負担金として1億6,714万6,000円。J Aコスモス永野出張所のニラ小袋包装機2台の入れかえに要する費用として2,073万2,000円。生活保護を受給されている方が更生医療の該当となったための医療費として、1,000万円、などとなっております。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計が3,030万円の増額となっております。

以上をもちまして、行政報告並びに議案につきましての概要説明といたしますが、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、町長挨拶並びに行政報告を終わります。

日程第5、陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号5号、6号、7号は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第6、報告第14号、専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）から、日程第8、報告第16号、専決処分の報告について（訴えの提起について）まで、3件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

報告事件について、御説明申し上げます。

報告第14号、専決処分の報告につきましては、佐川町立黒岩中学校耐震補強及び大規模改造工事の変更契約の締結を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成25年10月23日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

変更額は、299万9,850円の増額で、主な増額の原因は、体育館の防水シートの劣化による追加工事や、老朽化に伴う消火栓内部消耗部品の取りかえ等で、変更後の契約金額は、9,539万9,850円となり、また、工期を14日間延長して、平成25年11月14日としたものです。

報告第15号、専決処分の報告につきましては、町道で発生した事故に対する損害賠償の額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成25年10月25日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要につきましては、平成25年10月1日午後2時ごろ、佐川町甲1675番4地先において、相手方車輛が町道久万田1号線を走行中、横断側溝を通過した際に鋼製ふたがはずれ、跳ね上がったことにより、相手方車輛のマフラーを破損したものであります。賠償する相手方は、専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は、4万4,142円です。

報告第16号、専決処分の報告につきましては、黒岩簡易水道使用料の未収金についての支払請求の訴えの提起を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成25年11月17日に専決処分を

しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

訴えの相手方は、専決処分書に記載のとおりで、当該未収金は、平成20年4月から平成25年10月までの水道料金滞納分10万5,405円です。

報告事件は、以上です。

議長（藤原健祐君）

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第9、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につきまして、御説明申し上げます。

現委員である西森精一氏の任期が、平成26年3月31日で満了になることから、次期についても西森精一氏を推薦いたしたく、議会の御意見をお伺いするものです。

西森精一氏につきましては、人権擁護委員を2期6年務められ、長年にわたる人権擁護委員活動において、多大の貢献をされております。また、人格、見識の高さは、衆目の一致するところであり、広く社会の実情にも通じておられ、人権擁護委員として適任者であると認められます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いません。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第 10、議案第 76 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 22、議案第 88 号、訴えの提起について、まで、以上 13 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

議案について説明申し上げます。

議案第 76 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 9,436 万 7,000 円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 67 億 5,581 万 5,000 円とするものです。

議案第 77 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,030 万円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 1,592 万 8,000 円とするものです。

議案第 78 号、佐川町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正及び政省令の一部改正に伴い、改正しようとするものであります。

議案第 79 号、佐川町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正及び政省令の一部改正に伴い、改正しようとするものであります。

議案第 80 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、地方税法の一部が改正され、延滞金の利率が変更されたことによりまして、条例改正を行うものであります。

議案第 81 号、佐川町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正によりまして、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格の基準を定めるものです。

議案第 82 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 25 年度税制改正による国税の見直しにあわせて、介護保険料の延滞金の利率を引き下げるものであります。

議案第 83 号、佐川町フスボリ地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定につきましては、地方自治法第 228 条の規定により、同施設新設事業の分担金に関して、必要な事項を定めるものです。当該分担金は、事業にかかわる工事費のうちで、宅内供給支管を除く工事に要する費用とするものです。なお、分担金徴収金額は、

1戸につき10万円です。

議案第84号、工事請負契約の締結につきましては、平成25年11月21日に入札を行いました平成25年度町道市ノ瀬線道路改良工事請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。契約の方法は、指名競争入札、契約金額は5,145万円。契約の相手方は、高知県高岡郡佐川町甲851番地3、大川建設株式会社、代表取締役山中明男です。

議案第85号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、平成25年度から平成29年度までの5年間で、中野・瑞応地区に飲料水供給施設を整備するに当たり、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものです。

議案第86号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、平成25年度に、長竹、横山地区の町道を整備するに当たり、同法、同条、同項の規定により、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものです。

議案第87号、町道路線の一部廃止につきましては、町道奥ノ土居線のうち、牧野公園内の一部町道認定廃止について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。町道奥ノ土居線は、佐川郵便局西側を起点に、牧野公園物見岩付近を終点とする町道であります。奥ノ土居橋から終点については、公園管理道または住民、観光客の散策道として利用されているのが実態となっております。このため、その区間を町道認定から除外した後に、公園内の道路整備を対象とする補助事業を導入し、路面の老朽化が著しい座敷棟から物見岩までの舗装工事を行うものです。なお、除外された区間については、従前どおりの通行は可能とします。

議案第88号、訴えの提起につきましては、議案に記載のある者に対して、本人の子息4人の、平成11年4月から平成25年3月までの給食費滞納116万3,290円の支払いを求めて行うものです。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件です。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

総務課長（岡林護君）

おはようございます。それでは、私からは、議案第 76 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、詳細を説明させていただきます。

お手元の、佐川町一般会計補正予算書（第 4 号）をごらんいただきたいと思えます。

まず、4 ページをおあげいただきたいと思えます。

これは、地方債の追加であります。消防救急デジタル無線整備事業 1 億 6,710 万円。この分を起債として追加をいたします。内容的には、高吾北消防本部の消防救急無線のデジタル化整備のための佐川町の負担分であります。なお、越知町、仁淀川町も起債をうって対応することになっております。

続きまして、9 ページ、10 ページをごらんください。

まず、歳入です。13 款国庫支出金、1 目民生費国庫負担金、2 節社会福祉費負担金、自立支援医療費負担金 500 万円。これにつきましては、生活保護受給者の心臓のペースメーカーの手術や人工透析などの保険医療費に助成するものでありまして、そのうちの内訳として、国費の 2 分の 1 の負担金であります。

続いて、8 目総務費国庫補助金の 1 節総務費補助金、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、△の 2,602 万 1,000 円。これは、9 ページのほうの補正前の額、そして補正額、計をごらんいただきたいと思えますが、補正前の額が 1 億 900 万、そして補正額が、先ほど申し上げましたように△の 2,602 万 1,000 円。計として 8,297 万 9,000 円ということになっております。

これは、ことしの地方交付税におきまして、地方公務員の給料の削減ということがございましたけど、その分が、元気が出る交付金に充てられるということで、当初の予算は、1 億を大体見当にですね、考えていたんですが、ただ、学校の耐震化等につきましては、この部分から除外されるということになりましたので、その分が△として計上されております。

続いて、14 款県支出金、1 目民生費県負担金、2 節社会福祉費負担金、身障関係：自立支援医療費負担金 250 万円です。先ほど説明いたしました生活保護受給者の保険医療費助成費の県の 4 分の 1 の分でございます。

続いて、1 目総務費県補助金、1 節総務費県補助金、廃止路線代替バス車両購入費補助金△の 576 万。これは、黒岩観光に対します

バスの購入補助の分でありまして、当初は低床バスを予定していたものが、小型バスに変えたと、変更したということに伴います減額であります。

続いて、2節児童福祉費補助金、乳幼児医療費補助金 100 万円。これは、小学生医療費の小学生以下が医療費の無料化になっておりますが、その分で、医療費が増額されるということになりました分の歳入であります。

続いて、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、こうち農業確立総合支援事業 1,036 万 6,000 円。これは、町の主要作物でありますニラの集出荷場に設置しております小型小袋包装機 2 台を購入するに当たっての、県の2分の1の補助金であります。

17款繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金 3,992 万 7,000 円。これは、今回の補正に当たりまして、財政調整基金を取り崩す分でございます。

次、19款諸収入、2目雑入、出資金返還金 3 万円。これは、高知県建設技術公社が公益の社団法人になったことに伴いまして、出資金から出捐金に変更されることから、出資金が返還されたものであります。

続いて、11 ページ、12 ページをごらんください。

20款町債、7目消防債、1節消防施設整備事業債、緊急防災・減災事業 1 億 6,710 万円。これは、冒頭でも御説明申し上げましたが、地方債の追加分の歳入であります。

続いて、13 ページ、14 ページをごらんください。

ここからは歳出になります。

2款総務費、1目一般管理費、19節負担金・補助及び交付金、バスの購入補助金、△の 1,152 万円。これは、歳入でも御説明申し上げましたが、黒岩観光バスのバス購入に対する補助金 848 万円が補助金になりましたので、その分が、最初の低床バスで予算化したものから削減するものであります。ちなみに、消費税含めると、890 万 4,000 円。そして諸費用を含めまして 918 万 7,000 円が購入費になっておりまして、先ほど申し上げました 848 万円から差し引いた額につきましては、黒岩観光バスが負担しているということになります。

4目企画費、11節需用費、食糧費の 10 万。これは、先般、佐川町から北見市と、そして佐川町の姉妹提携 25 周年ということで、

当町から北見市のほうに訪問いたしました。今回は、1月に北見市のほうからお越しになるということになっておりまして、その分の、御来町される方々の食糧費でございます。

次、3款の民生費、1目社会福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料、障害者自立支援給付費等返還金402万6,000円。これは、平成24年度の実績確定により、国費と県費を返還するものであります。

5目福祉施設費、20節扶助費、更生医療1,000万円。生活保護受給者の人口透析等の開始、そして心臓ペースメーカー手術のための医療費でございます。

3款民生費、1目児童福祉総務費、20節扶助費、乳幼児・児童医療費200万円。これは小学生以下医療費無料化の分でありまして、当初、月50万円で予算化をしておりましたが、実際は、月70万程度かかっているということでの増額であります。

次、15ページ、16ページをごらんください。

5款農林水産業費、6目農地費、19節負担金・補助及び交付金、農業確立総合支援事業補助金2,073万2,000円。これは、コスモス農協の永野集出荷場にありますニラの自動包装機が老朽化のために故障がたびたび起こるということで、作業に支障が生じているために2台購入するに当たってのJAに対する補助金でございます。なお、ちなみに、県が3分の1、町が3分の1、JAが3分の1と消費税を負担することになっております。

続いて、2目林業振興費、自伐林業計画作成業務委託料30万円。これは、冒頭の町長の所信表明にもありましたが、自伐林業に関する事業でございます。総務省の地域資源事業化支援アドバイザー事業を活用いたしまして、講師を派遣してもらいまして、佐川町における自伐林業の展開を探ることを目的として行うものでございまして、この計上しております30万円は、成果品作成の委託料でございます。なお、別途にアドバイザー派遣に要する経費30万円は、総務省が直接負担するということになっております。

7款土木費、1目道路橋梁総務費、24節投資及び出資金の公益社団法人高知県建設技術公社出捐金3万円。これは、建設技術公社が公益社団法人に変更になったことに伴います出捐金の出であります。

続いて、一番下ですが、8款消防費、1目常備消防費、19節負担

金・補助及び交付金、消防救急デジタル無線整備特別負担金 1 億 6,714 万 6,000 円。平成 15 年の電波法改正に伴いまして、平成 28 年 5 月までを猶予期間といたしまして、従来のアナログ方式からデジタル方式に更新することが求められておりますことから、高吾北消防本部がデジタル化整備を行うに当たって、佐川町が負担する分でございます。ちなみに、越知町は 1 億 1,667 万 9,000 円。仁淀川町は、1 億 8,161 万 3,000 円負担することとなっております。

続いて、17 ページ、18 ページをごらんください。

9 款教育費、6 目文化振興費、9 節旅費、特別旅費の 7 万 7,000 円。これは、上町の浜口邸を国の文化財に指定してもらうために、文化庁から職員を派遣させていただくと、調査のために派遣していただくための旅費の負担分でございます。

続いて、ページはふっておりませんが、次のページをごらんいただきまして、ここからは給与費明細とか、特別職、一般職の分が載っております。なお、一般職でいえば、比較としまして 22 万 7,000 円が増額になっておりますが、これは年度途中で職員が昇格したことによる増額でございます。

次のページを、まためくっていただきたいですが、ここで、ウの級別職員数のところですが、平成 25 年 5 月 1 日現在が 95 名、計で 95 名となっております。平成 25 年 11 月 1 日現在が 94 名、1 名減となっておりますのは、下川議員が退職されたことに伴います減であります。

あとは、昇級、それから定年退職及び勸奨退職に係る退職手当等はごらんになっておいていただきたいと思っております。以上です。

町民課長（横山覚君）

おはようございます。それでは私から、議案第 77 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが、歳入につきましては、歳出の増額補正に対応し、基金から繰り入れをするものです。そして、歳出につきましては、高額療養給付費など保険給付費の増加傾向を鑑みまして、増額補正をするものです。

それでは、補正予算書の事項別明細書で説明をさせていただきますので、10 ページ、11 ページをお開きください。

1 段目の表です。2 款保険給付費、1 項療養諸費、2 目退職被保

険者等療養給付費、及び4目退職被保険者等療養費の各19節負担金・補助金及び交付金につきましては、ともに当初予算見込みを上回ります支出の伸びとなっておりまして、これに対応するため、それぞれ1,621万5,000円と10万8,000円の増額補正をするものです。

次の表です。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、及び2目退職被保険者等高額療養費の、これも各19節負担金・補助及び交付金につきましては、前出と同じように、ともに当初見込みを上回る支出の伸びとなっておりまして、これに対応するため、それぞれ890万9,000円と475万2,000円の増額補正を行うものです。

下の表に移りまして、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、23節償還金、利子及び割引料の30万円につきましては、未申告者による申告数が増加していることに対応するため、還付金の増額補正を行うものです。また、その下の3目償還金、23節償還金、利子及び割引料の1万6,000円でございますが、過年度の療養給付費と負担金の超過申請分につきましては、返還を行うものです。

前に戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。

9款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の増額補正に対応するため、3,030万円の増額補正を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

税務課長（田村秀明君）

おはようございます。私のほうから、議案第78号、佐川町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、説明をさせていただきます。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律及び政省令の一部改正が公布されたことを受けて実施するものです。参考資料で、主な改正内容について説明をさせていただきます。

参考資料、議案第78号関係をごらんください。

1ページ、左の番号から、1番から説明していきます。

条例の条項、第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の概要は、公的年金から町民税を支払っている納税義務者が町外に転出した場合、今の制度では、年金徴収から納付

書による普通徴収に切りかわっていたものを、引き続き公的年金から特別徴収することとする除外規定の見直しです。

次に、2番の第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等の算定方法の見直しの概要ですが、新年度の町民税の特別徴収は、4月から翌年の2月まで、偶数月の年6回ですね、年金支給日となっています。このうち、4月、6月、8月は、仮徴収となっており、その後の10月、12月、2月は、本徴収となっています。今の制度では、仮徴収と本徴収の算定方法が異なるため、年度によっては、控除額などによって町民税の変動があった場合、仮徴収と本徴収で大きな差が出る場合があります。今回、算定方法の見直しにより、1回当たりの徴収額を平準化するものです。

3番から裏面の18番につきましては、所得税法等の改正により、金融所得一体課税に伴うもので、6番は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が新たに対象になったことや、7番、8番は、株式等に係る譲渡所得の分離課税を、一般株式等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組み替えたことなどによる、伴うものです。

また、9番は、改正の概要にあります規定を削る規定は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから削るものであり、総務省から指示のあったものです。同じように、9番から14番までと、裏面の16番、18番も同じ内容です。規定を削った関係で、15番、17番は規定を繰り上げています。

1ページのほうに戻っていただいて、3番、4番もですね、規定の繰り上げに伴う改正となっています。

3ページ以降はですね、条例の新旧対照表をつけてますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、議案のですね、議案78号の資料をお願いします。最後のページの附則のところです。

(以下、議案第78号「佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について」附則、第1条朗読)

以上で、議案78号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

引き続きまして、議案第79号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律及び政省令の一部の改正が公布されたことを受けて実施するものです。参考資料で説明

させていただきます。

参考資料、議案第 79 号関係をごらんください。

主要なものについて、説明をさせていただきます。先ほどの、佐川町税条例の一部改正と同じように、所得税法等の改正により金融所得一体課税に伴う改正であります。

1 番は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が新たに対象になったことや、2 番、3 番、10 番は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式等と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に組み替えたことなどによるものです。

また、4 番の改正の概要にあります規定を削る規定は、法令では国保税について独立した規定を置いてないこと、単に課税標準の計算の細目を定めてあることであるから削るものであり、総務省から指示のあったものです。同じように、5 番、7 番、11 番も同じ内容です。

また、規定を削った関係でですね、6 番、8 番、9 番、10 番はですね、規定を繰り上げています。

3 ページ以降は、条例の新旧対照表をつけていますので、御参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第 79 号の資料をお願いします。裏面の附則です。

附則、(施行期日) 第 1 条、この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。第 1 号、佐川町国民健康保険税条例附則第 4 項の改正規定、第 2 号、次条第 1 項の規定。

以上で、議案第 79 号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

町民課長 (横山覚君)

それでは、私のほうから、議案第 80 号及び議案第 81 号につきまして、御説明をいたします。

まず、議案第 80 号、佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

国税及び地方税の延滞金につきましては、現在の市中金利の低金利状況などを踏まえまして、住民の方々の負担の軽減を図るため、このたび利率の引き下げの改正が行われまして、来年 1 月 1 日から適用されることとなっております。

後期高齢者医療保険料の延滞金利率につきましては、町条例によ

り定めることとなっておりますことから、このたびの国税、地方税の改正にあわせまして、延滞金利率の引き下げについて改正を行うものです。

なお、改正条例の1行目の、「3月」を「1月」に改める。につきましては、現在、国保税などを含みます全ての町税の延滞金利率の特例期間が1カ月であることから、後期高齢者医療保険におきましても、町税の特例期間に合わせるとしたものでございます。本年度新設されました税金や料金の徴収を一元的に執行・管理いたします収納管理課の徴収業務が、より充実、かつ効率的に行うためのものでございます。この条例は、平成26年1月1日から施行することとしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第81号、佐川町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、御説明をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定、公布されまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されましたことに伴いまして、従来、環境省で定めることとされておりました一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格の基準につきまして、市町村が条例で定めることとされたところでございます。当町には、一般廃棄物処理施設といたしまして、太田川埋立地があることから、このたび、法の改正に伴いまして、環境省令の基準を参酌し、技術管理者の資格の基準について、本条例を制定するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。よろしくお願いをいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。私のほうから、議案第82号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

議案書と、あと参考資料として条例の新旧対照表をつけておりますので、そちらも御参考いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、先ほどの議案第80号の佐川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同様に、平成25年度の税制改正におきまして、現在の低金利の状況を踏まえまして、納税者等の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しにあわせまして、この介護保険条例の附則第9条に規定しております延滞金の割合の特例について、介護保険料の延滞金の利率を見直して、それから

またこの改正にあわせまして、本則第7条に規定しております延滞金の端数処理等の文言に関しまして、若干、過不足があるものについて正しい文言に改正をするものでございます。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。私のほうからは、議案83号、佐川町フスボリ地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

この徴収条例の制定につきまして、第2条のほうで、分担金を、内容を示してございます。分担金は、事業に係る工事費のうちで、宅内給水支管を除く工事に要する費用とするように示してございます。また、分担金の額及び受益者の範囲につきましては、第4条でお示しし、詳細につきましては、裏面にございます別表のほうで示しておるところでございます。

（以下、議案第83号「佐川町フスボリ地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定について」裏面「別表」朗読）

なお、附則で、この条例は、公布の日から施行すると定めてございます。

また、この事業、現在進行中でありまして、工期は2月末日までになってございます。それ向けて、工事に鋭意努めておるところでございます。また、なお、受益戸数は、11戸となっております。

続きまして、議案第84号、工事請負契約の締結につきまして、補足説明をさせていただきます。参考資料をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんください。

まず、1ページ目のところでございますが、入札結果を示してございます。入札日時、平成25年11月21日でございます。予定価格、5,073万9,000円。最低制限価格、4,312万8,000円。落札価格4,900万円でございます。経過は、第1回目の入札でありまして、落札者は、大川建設株式会社様でございます。指名業者の名称につきましては、下のほうに、それぞれ記入しておりますし、入札書の記載金額につきましても、それぞれの項目に記載させていただいておるところでございます。この工期は、本年度末を予定してございます。

この町道市ノ瀬線道路改良につきましては、これは本年度で着手してから3年目になります。3年度目になります。玉割小橋の車道、

新たな車道をつくる工事でございます。そして、当契約では、上部工のうち、床版工などを行う予定としております。本年度末の完成を目指しております。

次の2ページのところには、橋梁一般図で、側面図をお示ししてございます。このピンクで塗ったところが、今回工事をする箇所、最終段階の工事でございます。

続きまして、次の3ページ、4分の3と書いてあるところをごらんいただきますと、平面図でございます。この右側、右側のほうが左岸になります。左岸になりまして、こちらが市の瀬側でございます。左側のほうが右岸、県道が走ってございます。このピンクの部分、今回の最終仕上げでやる部分でございます。

次に、もう少し具体的にわかりやすい断面図がございますので、こちらのほうをごらんいただきますと、このピンクになっておる部分、鉄筋コンクリートの床版を190ミリやりまして、その上にアスファルト舗装60ミリを施工するというものでございます。

ちなみに、この玉割小橋、設計条件のところを書いてございますように、橋長、橋の長さは、56,4メートルでございます。また、有効幅員が車道、これ今現在つくっておる橋は、車道専用でございます。有効幅員が6.5メートルでございます。なお、現在の橋は、歩道の専用として使うものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

私からは、議案第85と86号を続けて御説明したいと思っております。なお、参考資料として、この、こういう地図がお手元にあるかと思っておりますが、それも含めて御説明申し上げます。

まず、議案第85号のほうです。中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について、ということでございます。裏面の、総合整備計画書をごらんいただきたいと思っております。

この、いわゆる辺地の人口、165人。面積2.8キロ平米ということになります。辺地の概況としまして、佐川町の中野・瑞応。地域の中心の位置、佐川町中野136番地1。この地域の中心と言いますのは、この地域におきまして、一番地価が高い、地価が高い位置を中心地ということに定めることになっております。辺地度点数が105点。辺地債の適用になるのが、この辺地度点数が100点以上にならないと辺地の対象になりません。この辺地度と申しますのが、

先ほどの2番で御説明いたしました地域の中心の位置から、例えば、病院までの距離、そして郵便局までの距離、それから学校までの距離、そうしたことによりまして、いわゆるそこが非常に不便で、不便を困っているというようなことの一つの表示になるということでございます。

2番が、公共的施設の整備を必要とする事情ということで、これは、ちょっと読み上げます。

(以下、議案第85号「中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について」裏面「総合整備計画書」、2番「公共的施設の整備を必要とする事情」朗読)

ということで、その整備する施設でございますが、3番目に、整備計画を載せております。飲用水供給施設でありまして、事業費が1億3,813万9,000円。この財源内訳、特定財源が9,023万。一般財源が4,790万9,000円。この一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が4,500万円となっております。なお、この整備計画は、平成25年度から29年度までの5年間と考えております。

この地図のほう、ごらんいただきたいと思いますが、先ほど申し上げました中野・瑞応辺地が、この地図の上側にありますが、中野・瑞応簡易水道事業を、この丸で囲んだ部分、この地点を行うということになります。

それから次に、議案第86号の加茂辺地に係る総合整備計画の策定について、御説明申し上げます。

これも裏面をごらんいただきたいと思います。

総合整備計画書。辺地の人口が208人。面積が4.1キロ平米です。辺地の概況ですが、辺地を構成する町または字の名称、長竹と横山です。地域の中心の位置が、加茂の3308番地2となります。なお、この中心の位置も、先ほど御説明しましたように、この地域で一番地価が高い地点ということ。辺地度点数が127点で、100点以上となっております。

2番の公共的施設の整備を必要とする事情、これを読み上げます。

(以下、議案第86号「加茂辺地に係る総合整備計画の策定について」裏面「総合整備計画書」、2番「公共的施設の整備を必要とする事情」朗読)

ということで、この整備計画、これにつきましては、25年度から25年度まで、本年度1年間ということになっております。これ

は町道と書いておりますが、実際は、いわゆる橋梁、橋です。余り長くはない橋で、それから幅もあんまりないんですが、非常に老朽化しておりまして、通行に極めて危険であるということから、この橋を整備するということでもあります。事業費が 973 万 8,000 円で、一般財源が 973 万 8,000 円。この一般財源のうちの辺地対策事業債の予定額が、970 万円と考えております。

これも、地図をごらんいただきたいと思いますが、これは右側の加茂辺地とありますが、霧生関長竹 2 号線のこの位地、丸で示しておりますが、この位地に橋がかかっておりまして、これの整備を行うものでございます。以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

続きまして、私のほうから、議案第 87 号、町道路線の一部廃止につきましての補足説明をさせていただきます。

参考資料をお配りしてございますので、そちらをごらんください。

町道奥ノ土居線でございます。町道奥ノ土居線は、図面の左のほうをごらんくださいましたら、起点と書いてございますが、佐川郵便局のあたりから起点になりまして、青源寺の下、花園保育園横を通りまして、それから牧野公園内に入りまして、最終的には、牧野公園の物見岩、あの藤棚があるところでございますが、あれを通過しまして、さらにその上の二の丸跡地をグルッと回って終点になるような路線でございます。

この中で、牧野公園のリニューアルとか整備とか進めてございますが、牧野公園内の道路の路面が非常に悪く、また大雨が降りましたら、この道を谷のごとく水が流れるような状況になってございます。それで、前々から、この公園内の道路の路面等の改修をと考え、いろいろ県等と協議しておりましたが、なかなか、現状でいきますと、これを道路のほうで改良していくというのは厳しい状況です。実質的には、この道路は、今言いましたように、行き止まりにもなってございますし、公園内の道路ということになってございますので、道路のほうからの事業展開はなかなか厳しい。

そこで、公園内道路としての利活用ということを前面に出していき、実態がそうでございますので、それを出していき、町道を廃止することによって、公園内道路としての事業が展開できるということで、このピンクで塗っておる部分でございますが、ここは、青源寺さんの下側の橋を渡ったところから公園に入っていきまして、こ

のピンクに塗った終点部、二の丸をグルッと回る終点部、788.63メートルでございます。この非常に長い距離でございますが、牧野公園内の道路部分を、町道から除外すると。除外して、公園内道路として舗装や水切り、排水路工事とかいったものを、工事をしていくというものでございます。

これで、そういうふうには町道の路線の一部、今、公園内を廃止はいたしますが、今申しましたような改良を加え、従前と何ら変わらないような通行をしていただくものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

収納管理課長（橋掛直馬君）

おはようございます。議案第 88 号、訴えの提起について、の説明をいたします。

本訴えの提起につきましては、議案第 88 号の記載あるものに対して、本人の子息 4 人の、平成 11 年 4 月から平成 24 年 3 月までの学校給食費滞納分 116 万 3,290 円。申し立て手続き費用 7,400 円を含めての支払を求めて、須崎簡易裁判所に訴えの提起を行うものです。

以上、よろしく願いします。

議長（藤原健祐君）

これで、議案第 76 号から議案第 88 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次の会議を、9 日の午前 9 時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午前 10 時 45 分